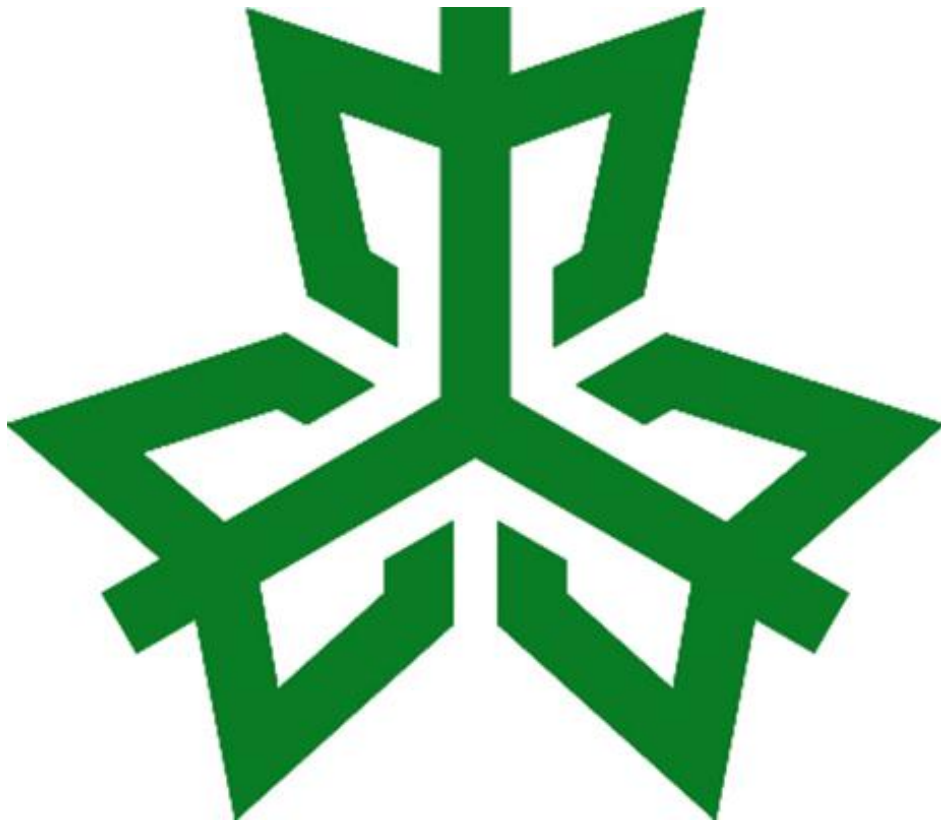


矢巾町公共施設等総合管理計画

(2026～2035)



令和 8 年 3 月
矢巾町総務課管財係

平成 28 年 12 月	策定
令和 8 年 3 月	改訂

【目 次】

第1 はじめに -----	1
第2 計画の位置づけ -----	1
第3 計画期間 -----	2
第4 対象範囲 -----	3
第5 人口の推移と今後の見通し -----	4
第6 財政の状況 -----	5
第7 公共建築物 -----	9
第8 インフラ施設 -----	12
第9 矢巾町におけるアセットマネジメント -----	19
第10 施設保有量推移等 -----	21
1 施設保有量推移 -----	21
2 有形固定資産減価償却率の推移 -----	22
3 公共施設の整備や管理運営に関する経費 -----	23
第11 公共施設等の管理に関する基本的な方針 -----	25
第12 公共建築物の管理に関する基本方針 -----	27
第13 インフラ施設の管理に関する基本方針 -----	29

第1 はじめに

矢巾町は、町民のみなさんが快適に生活できるよう、様々な公共施設や道路・上下水道等のインフラ施設を整備してきました。これらは、町民生活を支える基盤として重要な役割を果たしていますが、年月の経過に伴い老朽化が進んでおり、今後も維持・管理していくために、厳しい財政状況の中、予算の確保が課題となっています。

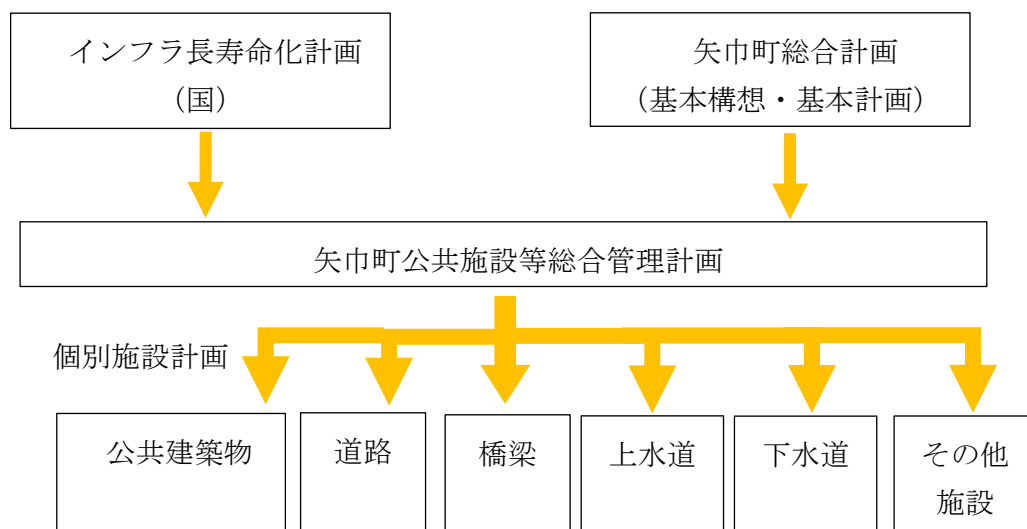
公共施設整備の背景として、多くの公共施設が人口増加を前提に整備されていますが、わが国は出口の見えない人口減少社会に入り、少子高齢化が進む中で、公共施設等の利用需要が量、質ともに変化していくことが見込まれます。矢巾町においても、緩やかではありますが、人口減少しており、将来的にこの流れは避けては通れないものになっています。

町民が安心して生活できる環境を将来世代に繋げるべく、公共施設等の適切な保有と維持管理等に関する基本的な考え方として平成28年12月に「矢巾町公共施設等総合管理計画」を策定しており、その計画期間が令和7年度で終了することに伴い、新たな「矢巾町公共施設等総合管理計画（2026～2035）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

この計画は、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とし、今後10年間の公共施設等の適切な保有と維持管理に関する基本的な考え方をまとめるものです。

第2 計画の位置づけ

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において、自治体が策定すべきとされているインフラ長寿命化計画に位置づけるものとし、矢巾町の公共建築物及びインフラ施設（以下、両方を合わせて「公共施設等」という）に係る取組みの方向性を定めるものです。また、矢巾町総合計画を上位計画とするとともに、各分野における関連計画や方針等との整合・連携を図るものとしします。



第3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間とし、その間、公共施設等が十分な機能を発揮できるよう必要に応じて見直しを行います。

なお、第8次矢巾町総合計画後期基本計画と整合を図るため、本計画期間中に一部改訂を行う予定です。

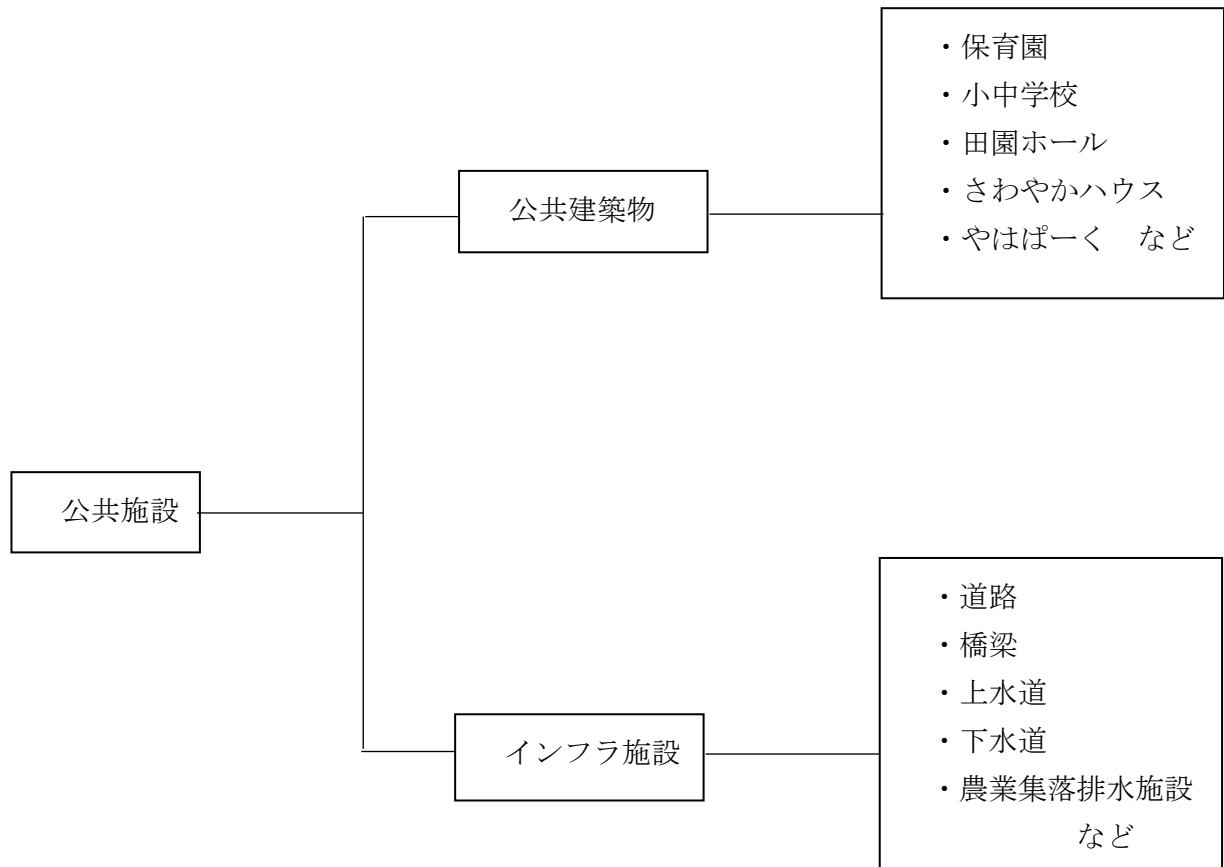
○矢巾町総合計画と本計画期間

	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
矢巾町 総合計画	第 8 次矢巾町総合計画								第 9 次矢巾町総合計画			
	前期基本計画				後期基本計画							
矢巾町 公共施設等 総合管理計画	今回の計画期間											

第4 対象範囲

本計画では、矢巾町が所有・管理している「公共建築物」及び「インフラ施設」を「公共施設等」として対象とします。

公共建築物とは、保育園・小中学校・田園ホール・さわやかハウス・やはぱーく等、建物を有する施設とします。また、インフラ施設とは、道路、橋梁、上下水道等、社会生活を支える基盤となる公共的な施設とします。



第5 人口の推移と今後の見通し

矢巾町の総人口は、1955年（昭和30年）から1970年（昭和45年）の高度経済成長期にかけて一時減少～停滞傾向にあったものの、1975年（昭和50年）以降は増加傾向に転じ、2020年（令和2年）には28,056人に達し人口のピークを迎えており、2025年以降の総人口は、減少傾向に転じます。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計によれば、今後の人口は、2040年（令和22年）には24,847人と2万5千人を割込み、2050年（令和32年）には22,283人になるものと推計されています（図1参照）。

年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）は、2005年（平成17年）の4,542人をピークに減少に転じており、2050年（令和32年）には、1,873人と推計されています。生産年齢人口（15～64歳）は、年少人口と同様に、2005年（平成17年）に17,873人とピークを向かえ、緩やかな減少となりますが、2050年（令和32年）には、11,510人になり、1980年（昭和55年）の11,748人を下回ると推計されています。老年人口（65歳以上）は、1980年（昭和55年）の1,590人を最小に増加し、2045年（令和27年）に8,955人とピークを向かえると推計されています。

今後も人口減少・少子高齢社会が進行していくことが予想されるため、児童館といった利用する対象年齢や利用目的が限られている施設においては、施設稼働率が低くなる可能性があるため、人口の推移を見通しながら、既存施設の維持修繕やあり方を検討していく必要があります。

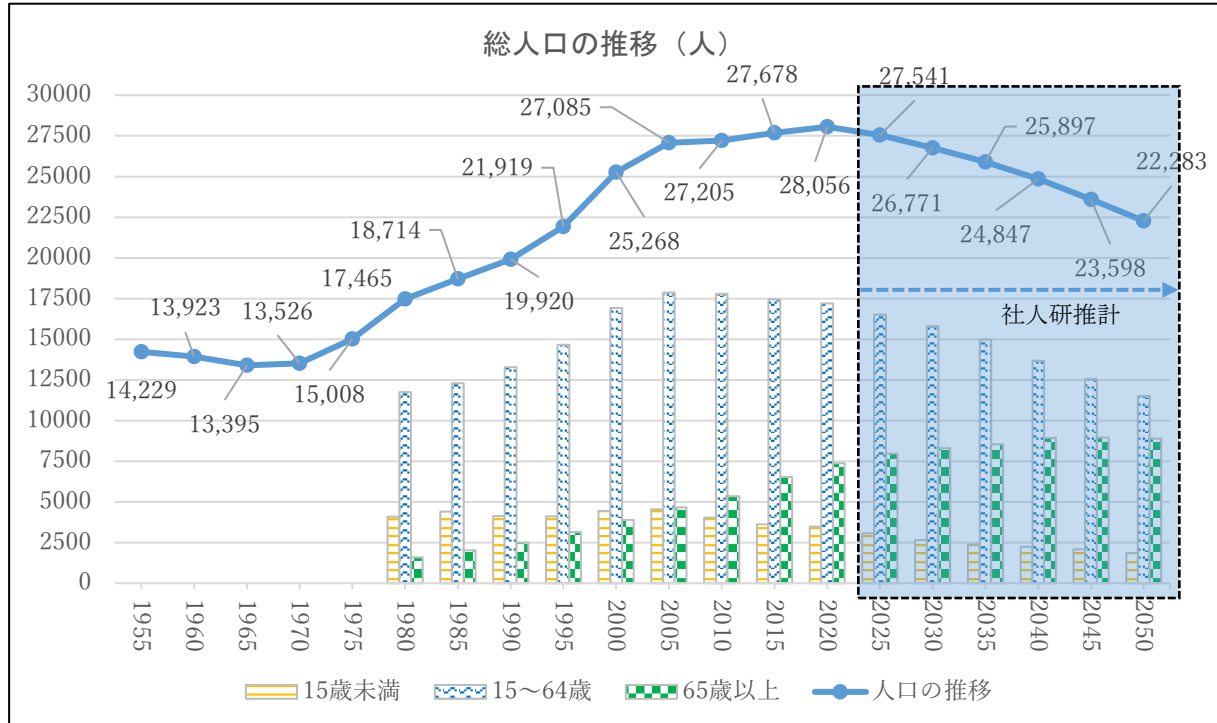


図1 矢巾町の人口の推移

出典：国勢調査（2020年まで）、社人研人口推計値（2025年以降）

※1955年から1975年までの区分ごとの人口データ無

第6 財政の状況

矢巾町の歳入の見通しは図2に示すとおりです。この10年で歳入は増加しており、歳入の中心である町税については、増加傾向ではあります。しかし、今後の人口減少の推計から町税は、減少傾向に転じる可能性があります。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関係して国県支出金が大きく増加したりと、近年の社会情勢や物価高騰により、今後の歳入の見通しは予測困難なものとなっています。

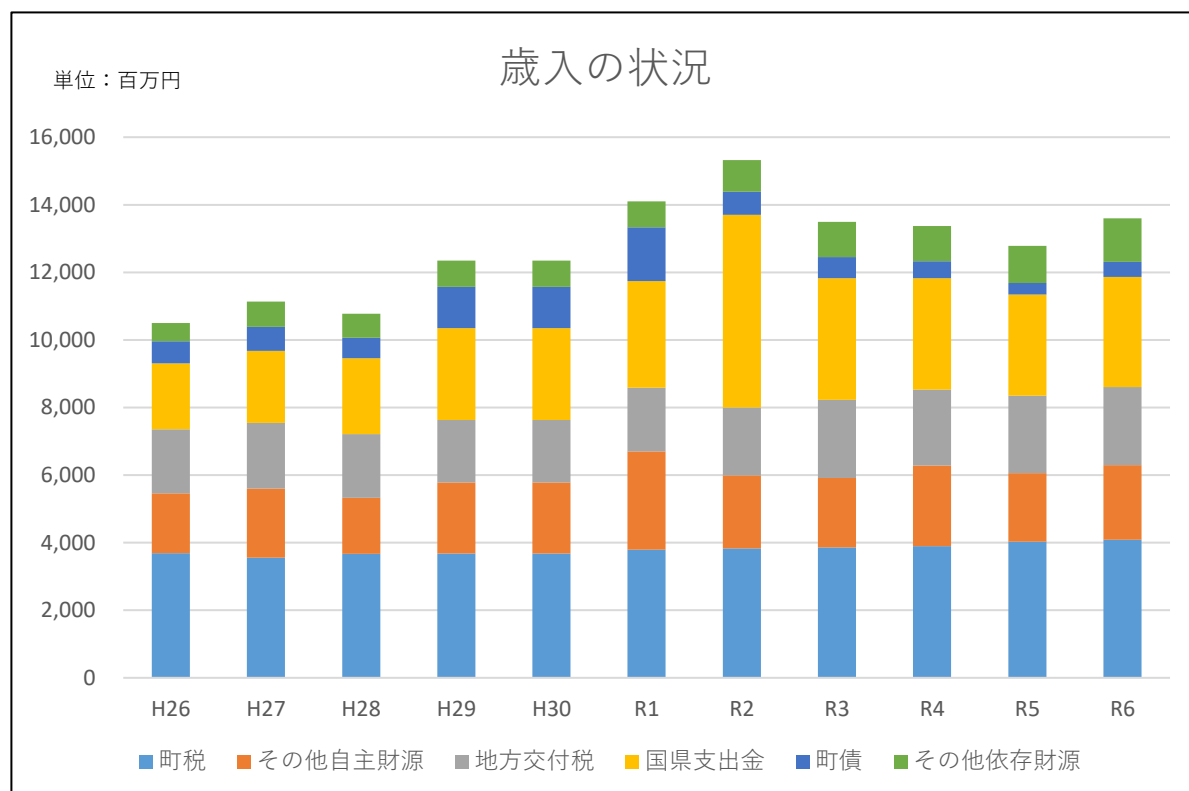


図2 歳入の状況

また、矢巾町の財源構成は、平成 28 年度に依存財源が自主財源を上回り、それ以降、続いている状況です。

令和 6 年度の自主財源は、約 62.8 億円で平成 26 年度の約 54.6 億円から約 8.2 億円増加しています。しかし、自主財源比率では、令和 6 年度は、46.2%であり、平成 26 年度は 52.0%で、5.8 ポイント減少しています。そして、国や県からの補助金や交付金等の依存財源の割合が増加している状況です。

図 3 に示しているように自主財源比率と依存財源比率の差が大きくなっている傾向にあります。自主財源の減少は、依存財源に頼ることになり、財政の自由度が低下することになります。今後の財政運営については、自主財源の確保が、一層重要になってきます。

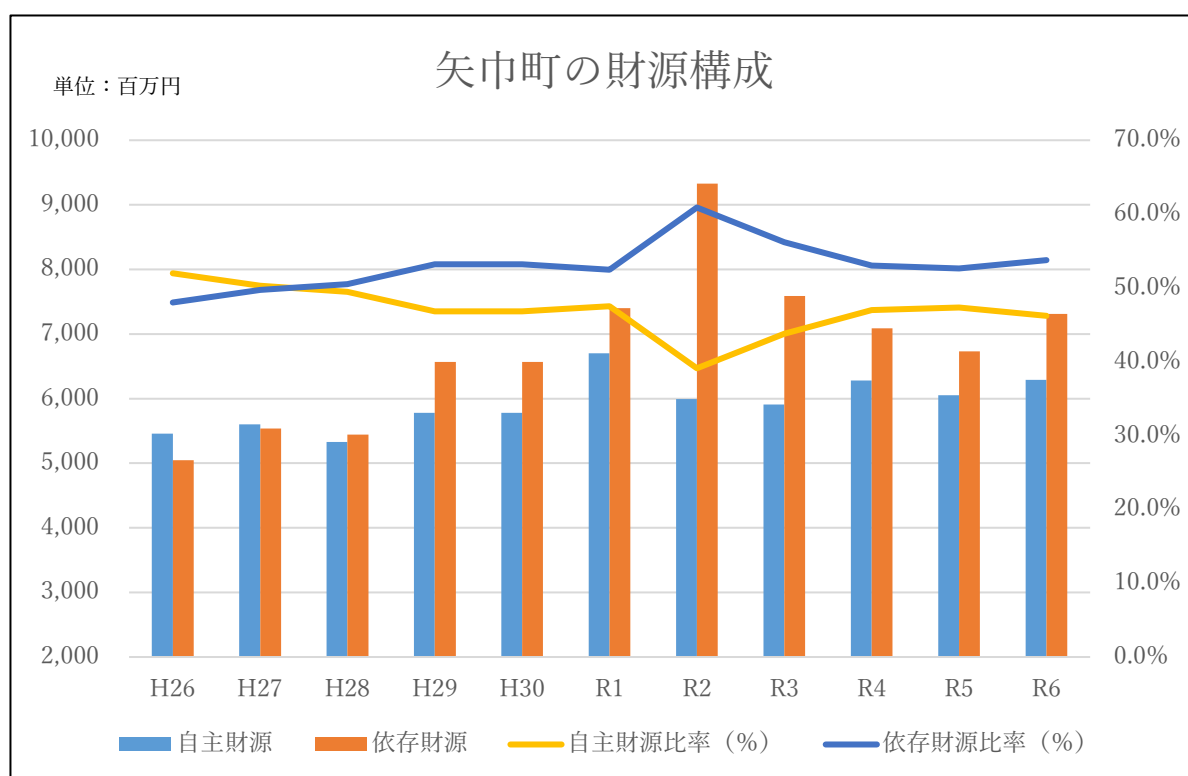


図 3 矢巾町の財源構成

また、歳出では、人口減少や高齢化の進行に伴って扶助費の増加が大きな影響を与えています。

平成 26 年度に約 17.5 億円に対し、令和 6 年度は、約 28.3 億円と約 1.6 倍増加しています、また、歳出に占める割合も、平成 26 年度の 15.3%から令和 6 年度の 21.9%と 6.6 ポイントの増加となっています。今後、人口減少と少子高齢化の進行により、扶助費が歳出に占める割合は、さらに増加することが予想され、公共施設等に対する経費に充てることが困難になる可能性があります。

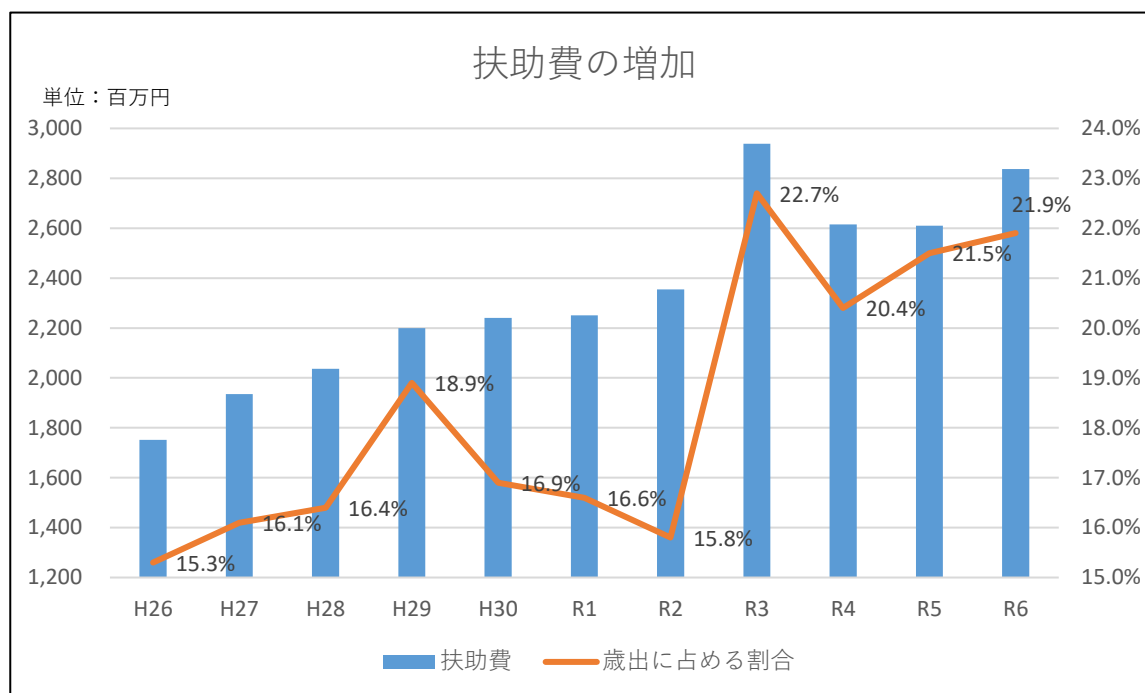


図 4 扶助費の増加

また、経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することが難しい経常経費に対して、地方税や普通交付税のように使途が特定されていない毎年度経常的に収入される財源である経常的一般財源収入がどの程度消費されているかを表すものになります。この比率が低いほど経常的経費に充当した経常的一般財源の残余が大きく、臨時の財政需要（主に普通建設事業）に対して余裕をもつことになり、財政構造が弾力的であることを示しています。

平成 30 年度から令和 2 年度まで、非常に高くなっており、特に令和元年度は 99.7% となっていました。令和 3 年度には、93.5% となりましたが、令和 4 年度には、再度、上昇しています。

令和 5 年度において、96.9% であり、岩手県平均は 93.5%、類似団体平均は 91.1% であることから、本町の数値は高い状況にあり、財政構造が硬直化していると言えます。

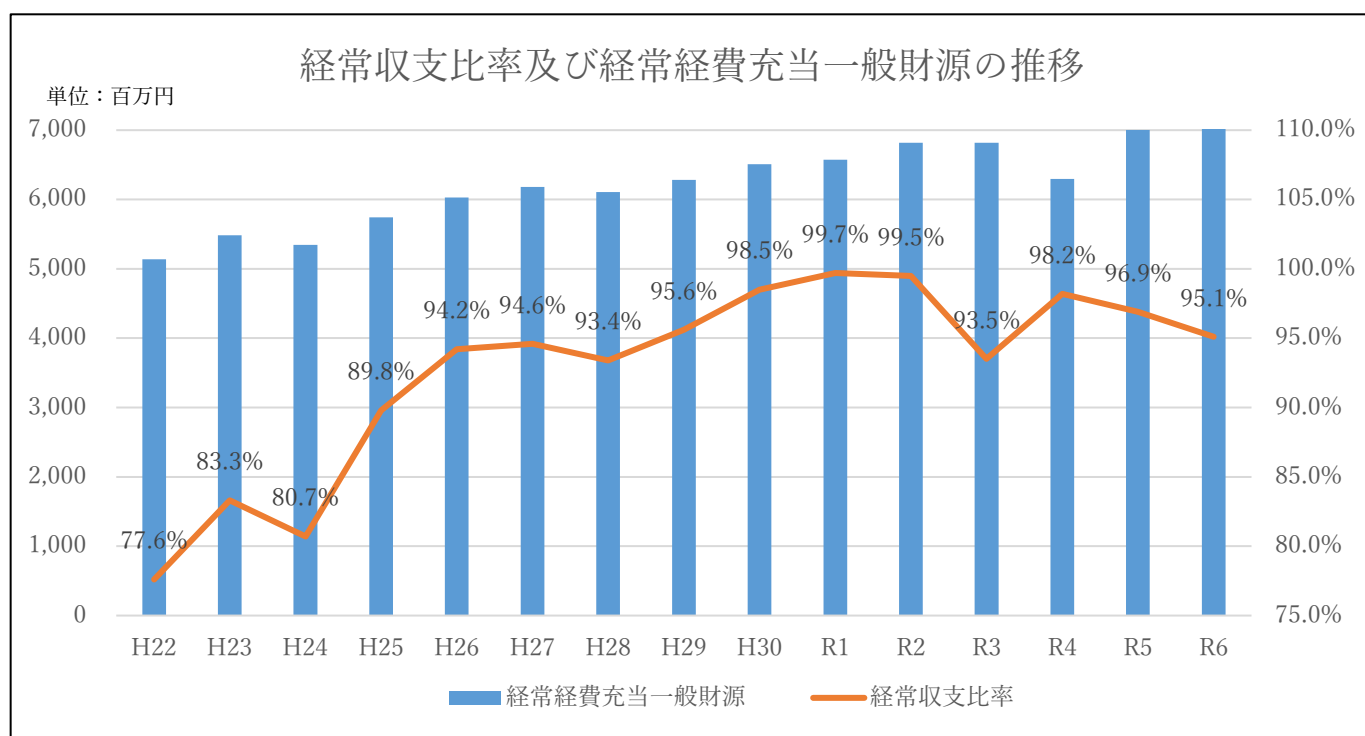


図 5 経常収支比率及び経常経費充当一般財源の推移

第 7 公共建築物

名称	供用開始	耐用年数	施設方針	所管課	分類
矢巾町役場庁舎	昭和 60 年	50 年	現状維持 予防保全	総務課	行政系施設
矢巾町役場大型車車庫棟	昭和 60 年	31 年	現状維持 予防保全	総務課	その他
矢巾町役場普通車車庫棟	昭和 60 年	31 年	現状維持 予防保全	総務課	その他
矢巾町役場防災倉庫	平成 24 年	31 年	現状維持 予防保全	総務課	その他
旧保健センター	昭和 62 年	50 年	現状維持 予防保全	総務課	行政系施設
防災コミュニティセンター	平成 10 年	50 年	現状維持 予防保全	総務課	行政系施設
西部地区防災倉庫（旧総合 グラウンド管理事務所）	昭和 51 年	50 年	現状維持 予防保全	総務課	その他
矢次倉庫	昭和 10 年	14 年	集約化 定期安全確認	総務課	その他
旧南昌グリーンハイツ	昭和 53 年	47 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	スポーツ・レクリエーション系施設
矢巾斎苑	昭和 61 年	47 年	機能移転 予防保全	町民環境課	その他
矢巾町保健福祉交流センター（さわやかハウス）	平成 7 年	50 年	現状維持 予防保全	健康長寿課	保健・福祉施設
えんじょいセンター（旧町民センター食堂）	昭和 60 年	31 年	現状維持 予防保全	健康長寿課	保健・福祉施設
下赤林集落センター	平成 8 年	22 年	現状維持 予防保全	産業観光課	市民文化系施設
国民保養センター	昭和 44 年	17 年	あり方検討 予防保全	産業観光課	スポーツ・レクリエーション系施設
屋内ゲートボール場	昭和 63 年	34 年	現状維持 予防保全	産業観光課	スポーツ・レクリエーション系施設
農村環境改善センター	昭和 62 年	47 年	現状維持 予防保全	産業観光課	産業系施設
矢巾地区農業構造改善センター	平成 3 年	47 年	現状維持 予防保全	産業観光課	産業系施設

矢巾勤労者共同福祉センター	平成 16 年	47 年	現状維持 予防保全	産業観光課	産業系施設
野外活動施設管理棟	平成 2 年	24 年	廃止 定期安全確認	産業観光課	スポーツ・レクリエーション系施設
矢巾総合射撃場	令和元年	24 年	現状維持 予防保全	産業観光課	産業系施設
矢幅駅東西自由通路・ 矢幅駅地域交流センター	平成 20 年	34 年	現状維持 予防保全	企画財政課	その他
矢巾町活動交流センター (やはばーく)	平成 28 年	38 年	現状維持 予防保全	企画財政課	市民文化系 施設
岩手ビッグブルズアリーナ	平成 16 年	47 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	スポーツ・レクリエーション系施設
矢巾町民総合体育館	昭和 53 年	47 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	スポーツ・レクリエーション系施設
矢巾町歴史民俗資料館	昭和 58 年	47 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	社会教育系 施設
田園ホール	平成 2 年	50 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	文化系施設
佐々木家曲家	昭和 63 年	22 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	社会教育系 施設
かっこうグラウンド屋外 トイレ	平成 26 年	15 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	スポーツ・レクリエーション系施設
矢巾町公民館	昭和 63 年	50 年	現状維持 予防保全	文化スポーツ課	文化系施設
徳田小学校	昭和 45 年	47 年	機能移転集約化 予防保全	学校教育課	学校教育系 施設
煙山小学校	昭和 55 年	47 年	機能移転集約化 予防保全	学校教育課	学校教育系 施設
不動小学校	昭和 50 年	47 年	機能移転集約化 予防保全	学校教育課	学校教育系 施設
矢巾東小学校	平成 16 年	47 年	現状維持 予防保全	学校教育課	学校教育系 施設
矢巾中学校	平成 24 年	47 年	現状維持 予防保全	学校教育課	学校教育系 施設
矢巾北中学校	平成 7 年	47 年	現状維持 予防保全	学校教育課	学校教育系 施設
学校給食共同調理場	平成 16 年	47 年	現状維持 予防保全	学校給食共同調理場	学校教育系 施設

煙山保育園	平成 27 年	22 年	現状維持 予防保全	こども家庭 課	保育所
煙山児童館	昭和 62 年	22 年	機能移転集約化 予防保全	こども家庭 課	児童厚生施 設
徳田児童館	昭和 63 年	22 年	機能移転集約化 予防保全	こども家庭 課	児童厚生施 設
不動児童館	平成 4 年	22 年	機能移転集約化 予防保全	こども家庭 課	児童厚生施 設
矢巾東児童館	平成 16 年	22 年	現状維持 予防保全	こども家庭 課	児童厚生施 設
町営明堂住宅	平成 5 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営高田住宅	昭和 39 年	30 年	廃止 定期安全確認	道路住宅課	公営住宅
町営橋場住宅	昭和 41 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営柳原住宅	昭和 41 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営前郷住宅	昭和 41 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営大畑住宅	昭和 41 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営矢巾住宅	昭和 42 年	30 年	廃止 定期安全確認	道路住宅課	公営住宅
町営巾住宅	昭和 42 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営風張住宅	昭和 44 年	30 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営三堤住宅(1号棟～4号棟)	昭和 50 年	70 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅
町営森が丘住宅	平成元年	70 年	現状維持 予防保全	道路住宅課	公営住宅

第8 インフラ施設

(1) 道路・橋梁

資産名称	件数	取得価額
道路	2,383 路線	29,973,502,882 円
橋梁	267 橋	27,256,082,640 円

(2) 上水道

水道の令和6年度末時点における管路延長及び管種別延長割合は図7、図8に示すとおりです。管路の総延長は約252kmで、その大部分の管路に強じんなダクタイル鋳鉄管が採用されています。現在、老朽管更新事業に合わせて管路の耐震化に取り組んでおり、令和6年度末時点の管路の耐震適合率は約45%となっています。

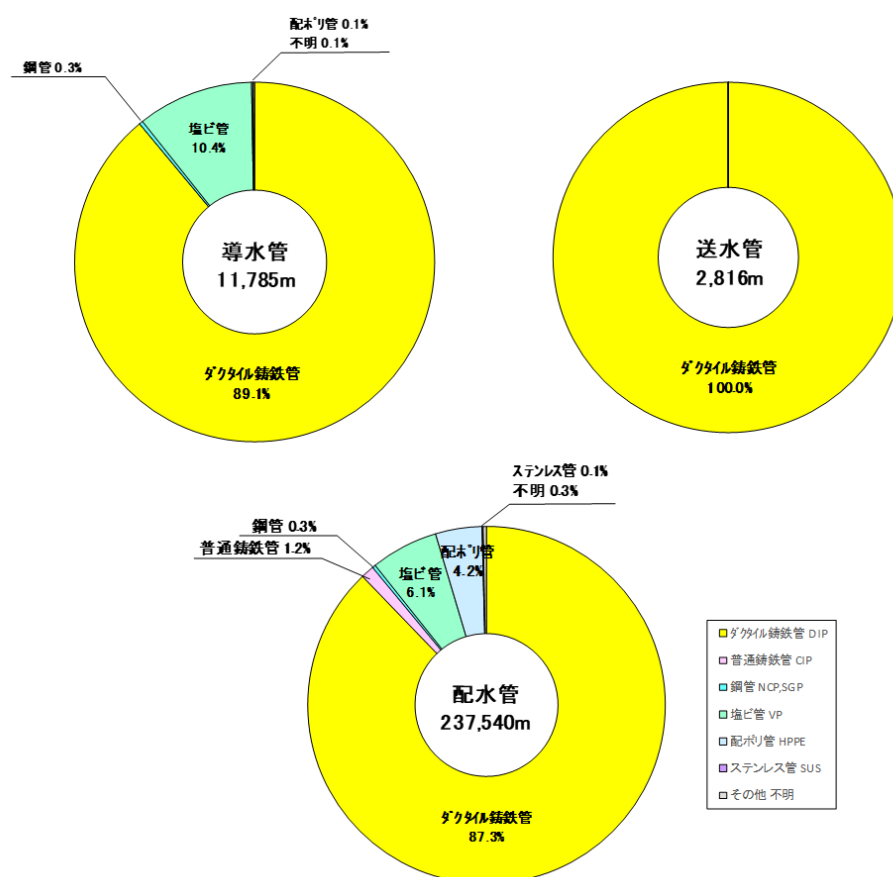


図6 管路延長及び管路区分別の管種延長割合 (1)

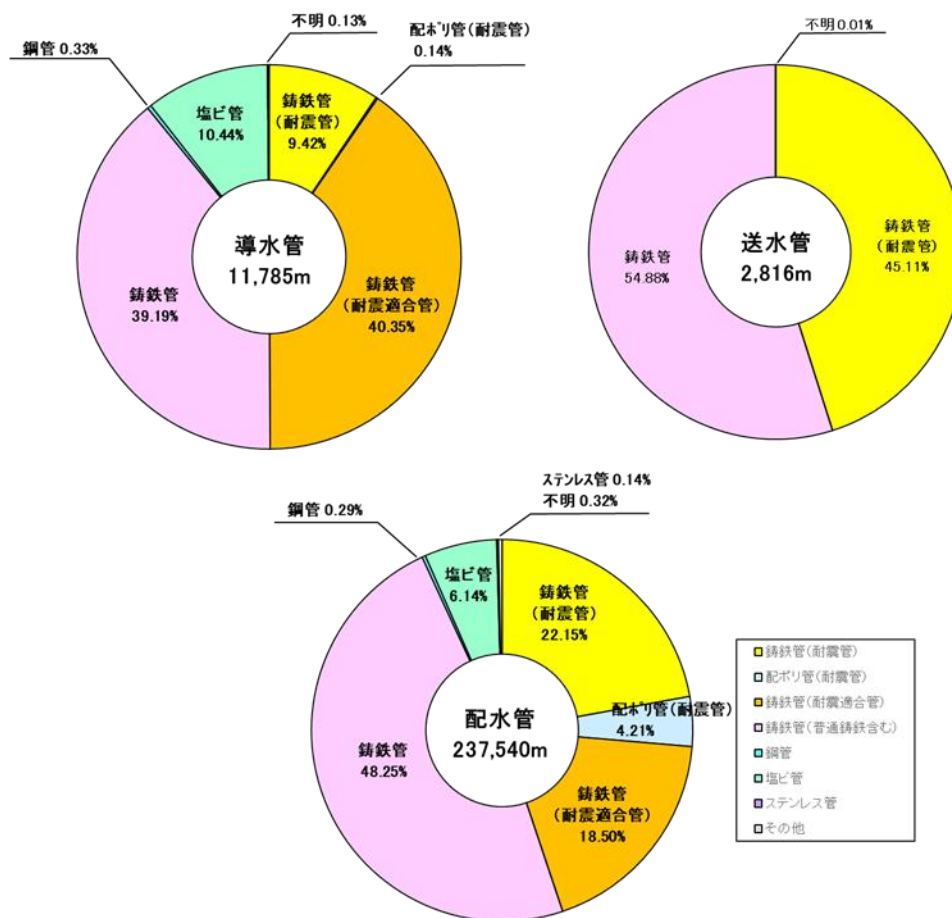


図7 管路延長及び管路区分別の管種延長割合（2）

管路区分別の布設年度延長は図8に示すとおりです。昭和41年度の共用開始以降、人口及び水需要の増加に対応するために3度の拡張事業を実施し、それに伴い布設延長も増加しています。今後更新が行われない場合、耐用年数を超過する管路の割合が急激に増加する見込みとなっており、これからも安定的に水道水を供給するためには計画的な更新が必要です。

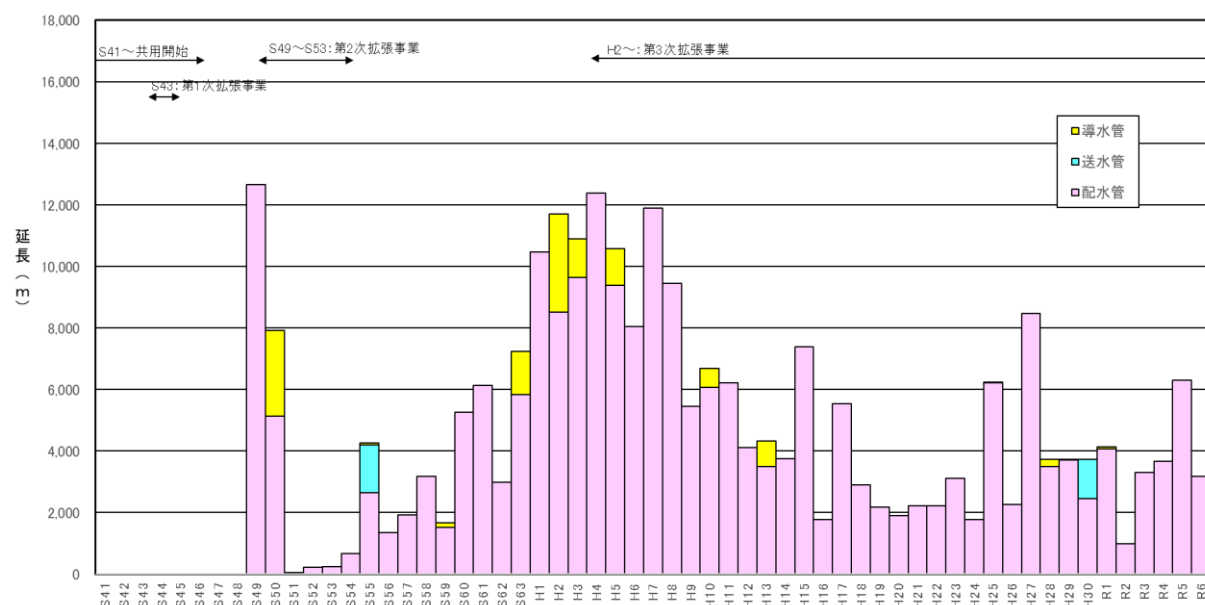


図8 管路区分別の布設年度延長（全管路延長：導水管＋送水管＋配水管）

表 1 水道事業の施設概要

		東部系		西部系
水源	水源種別	地下水		地下水、湧水
	水源構成	浅井戸(1～2号) 深井戸(5～8号)		深井戸(1～3、5～6号) 湧水(矢巾温泉旧源泉)
主要施設	施設名称	東部浄水場	東部配水場	西部浄水場
	所在地	高田 16-31-1	藤沢 3-83	煙山 3-569
	給水開始	昭和 41 年	平成 31 年	昭和 50 年
	拡張事業	第 1 次拡張(昭和 43 年) 第 2 次拡張事業(昭和 49 年～53 年) 第 3 次拡張事業(平成 2 年～)		
	施設構成	取水井/原水ポンプ井/急速ろ過機/薬品注入設備/浄水池/配水ポンプ(予備)/送水ポンプ	取水井/急速ろ過機/薬品注入設備/配水池/配水ポンプ	取水井/着水井/フロック形成池/傾斜板沈澱池/急速ろ過池/薬品注入設備/配水池/緊急遮断弁
	処理能力	5,800m ³ /日	1,000m ³ /日	8,710m ³ /日
	処理方法	急速ろ過機(PAC)塩素処理(次亜塩素酸ナトリウム)	急速ろ過機(PAC)塩素処理(次亜塩素酸ナトリウム)	急速ろ過池(PAC)塩素処理(次亜塩素酸ナトリウム)
1 日平均給水量 (R6)		約 4,300m ³ /日		約 4,300m ³ /日

表 2 水道事業の資産構成

資産の種類	令和 6 年度末現在高 (単位：円)	令和 6 年度末償却未済高 (単位：円)
建物	1,162,305,034	715,948,345
施設用建物	1,161,365,034	715,901,345
倉庫車庫用建物	940,000	47,000
構築物	9,243,903,169	5,426,169,905
原水設備	649,079,801	232,655,506
浄水設備	421,968,913	216,926,178
配水設備	7,266,733,585	4,227,318,768
諸設備	906,120,870	749,269,453
機械及び装置	2,795,358,986	1,193,450,749
電気設備	837,978,203	240,041,142
計測設備	132,840,898	35,413,155
ポンプ設備	213,802,644	110,341,827
処理機械設備	638,932,341	152,924,772
メーター	141,349,878	86,809,404

その他機械装置	830,455,022	567,920,449
車両運搬具	14,823,097	741,154
工具、器具及び備品	64,191,913	19,949,378

(3) 下水道・農業集落排水施設

令和6年度末時点での管路の布設延長は公共下水道が約189k m（図9参照）、農業集落排水処理施設が約96k m（表3）となっています。

整備からの年数が浅く、法定耐用年数を超える管路はありません。一方、経年劣化が進んだコンクリート管からの不明水流入が増加しているため、補修や更生需要が増加しています。

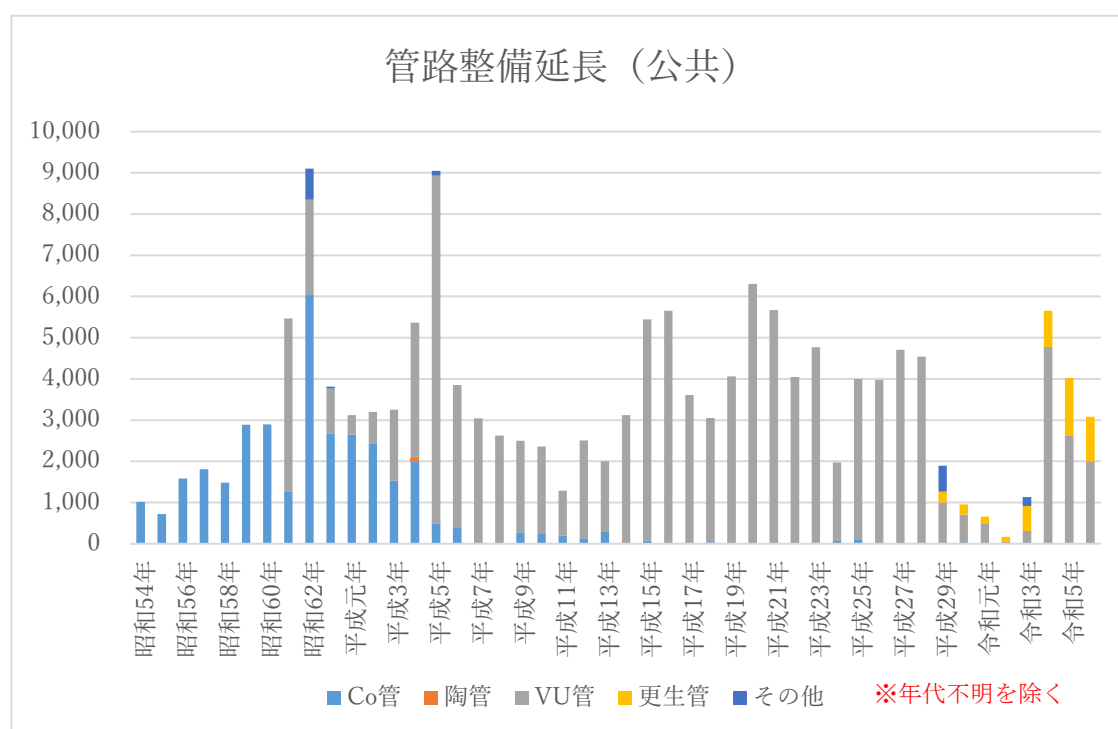


図9 公共下水道管路整備延長

表 3 農業集落排水処理施設

処理区名	室岡地区 ※現在は不動地区に 含まれる	間野々地区	矢巾西郷地区	不動地区
集落名	室岡	間野々、土橋、 西徳田 2 区 東徳田 1・2 区	白沢、北郡山 太田、南煙山	室岡、岩清水 和味、桜屋、館前
処理方式	土壌式接触循環 ばっき法	回分式 JARUS-X I	連続流入間欠 ばっ気方式 協会-XIV	連続流入間欠 ばっ気方式 協会-XIV
処理能力	205 m ³ /日	700 m ³ /日	392 m ³ /日	611 m ³ /日
管路延長	4,651 m	31,509 m	27,575 m	32,752 m
管 種	VU φ 200	P E φ 100~300 VU φ 150~300 VP φ 50~150	VU φ 150~250 VP φ 50~75	VU φ 150~250 VP φ 50~75
事業年度	S 5 4 - S 5 8	H 3 - H 9	H 1 0 - H 1 7	H 1 4 - H 1 9

下水道事業全体及び処理施設等の資産状況は以下のとおりです。下水道事業は水道事業の 3 倍近い資産を抱えており、そのほとんどが構築物（管路施設）となっています。下水道事業の継続のためには、計画的かつ効率的な更新が必要不可欠となります。

表 4 下水道事業の資産構成 (1)

資産の種類	令和 6 年度末現在高 (単位：円)	令和 6 年度末償却未済高 (単位：円)
建物	173,267,830	114,785,777
公共下水道	9,424,817	8,370,426
農業集落排水	163,843,013	106,415,351
構築物	20,261,967,285	14,771,039,818
公共下水道	14,362,117,613	10,556,853,621
農業集落排水	5,899,849,672	4,214,186,197
機械及び装置	1,051,663,352	381,432,627
公共下水道	332,894,042	145,744,524
農業集落排水	718,769,310	235,688,103
車両運搬具	203,354	10,170
公共下水道	93,830	4,692
農業集落排水	109,524	5,478
工具器具及び備品	3,540,000	2,313,750
公共下水道	2,985,000	1,858,650
農業集落排水	555,000	455,100

表 5 下水道事業の資産構成 (2)

資産名称	種目	構造	取得価額 (円)	供用開始	総床面積 (㎡)	耐用 年数
矢次処理場	処理場	RC	206,979,000	S63.7.20	90	50
下赤林浄化センター	処理場	RC	161,677,040	H8.7.1	93	50
間野々浄化センター	処理場	RC	405,128,500	H6.11.29	539	50
北ステーション	ポンプ 場	RC	74,366,000	H6.3.28	92	50
南ステーション	ポンプ 場	RC	73,645,000	H6.3.28	92	50
矢巾西郷浄化センター	処理場	RC	323,157,450	H14.7.1	392	50
不動浄化センター	処理場	RC	360,136,350	H16.7.1	583	50

第9 矢巾町におけるアセットマネジメント

矢巾町におけるアセットマネジメント（資産管理）は、公共建築物や道路、上下水道等といったインフラ施設を、中長期的な視点で効率的・効果的に管理・運用していくことです。人口減少・少子高齢社会の進行を念頭に置き、公共施設等がその役割を果たすことができるように現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方を講じる等をする必要があります。

町の公共施設の多くは、高度経済成長期に建設され、同じような時期に老朽化が進むと予想されます。しかし、先述のとおり、人口減少・少子高齢社会の進行とそれによる税収減や社会保障費といった扶助費の増加など、財政的にも厳しい状況になることが見込まれるため、次のような点において方策を講じていきます。

（１）現状の把握と課題

保有する公共施設の有効活用と効率的な施設の維持管理は、将来につながる持続可能なまちづくりの取組みとなります。そのために、各施設の築年数、規模、利用状況をはじめとしたデータを収集・分析し、現状の把握に努めるとともに、将来的な維持管理・更新等の課題の把握に努めます。

（２）ミクロマネジメントによる考え方

ミクロマネジメントとは、公共施設等の日常的な資産管理を指します。公共施設等がその役割を果たすためには、日常的な維持管理が重要となります。施設個々の部品や設備といった箇所に焦点を当て、維持管理や修繕等を実施します。

利用者数や維持管理費等の変動に加え、利用者等から寄せられた情報提供（苦情等を含む）も施設の維持管理には重要な要素となります。その公共施設等あるいは設備が正常な状態で運転できるように、施設の状態を常に把握しなければなりません。

点検調査等の結果、著しく劣化が進行している場合には緊急対応として補修等を行い機能の正常化を図ります。なお、点検調査の結果は、OODA（Observe 観察、Orient 情勢判断、Decide 意思決定、Act 行動）の考え方により、各プロセスを繰り返し、状況に応じ、適切な管理（修繕等）につなげていきます。

（３）マクロマネジメントによる考え方

マクロマネジメントは、公共施設等全体の資産管理のことを指します。ミクロマネジメントで得られた情報に基づいて、全体の視点から各施設の優先順位を考慮した上で、中長期的な観点により、資産管理をしていきます。

また、更新需要の見通しについては、上位計画に位置する第8次矢巾町総合計画前期基本計画における、「施策④－２ 適切な公共施設マネジメントの推進」に基づき、財政に及ぼす影響を考慮して判断することになります。加えて、その時の社会情勢や財政状態等を総合的に検討し、方向性の精査を行っていきます。

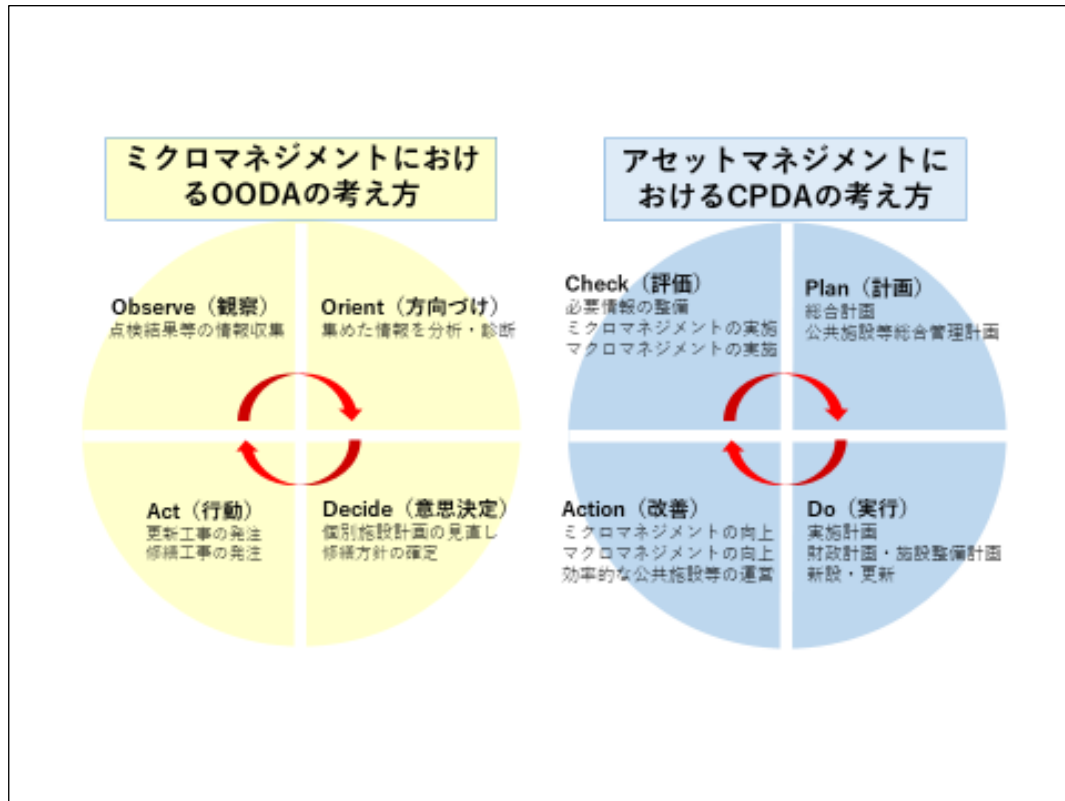


図 10 矢巾町における、ミクロマネジメントとアセットマネジメントの考え方

第 10 施設保有量推移等

施設カルテ（個別施設計画）等に基づく、施設保有量推移、有形固定資産減価償却率の推移、公共施設の整備や管理運営に関する経費は、次のとおりです。

1 施設保有量推移

当町の公共建築物とインフラ施設について令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの施設保有量の推移をみると、増加は道路延長 3,996m、上水道延長 669m、下水道延長 9,723m です。一方、橋梁数が 2 橋で 91.8 m²、集落排水施設延長の 4,519 m が減少となっています。

種別		数量 令和 2（2020）年度	数量 令和 6（2024）年度	増減
道路	（延長）	689,561m	693,557m	3,996m
橋梁	（橋数）	269 橋	267 橋	△ 2 橋
	（面積）	17,504.73 m ²	17,412.93 m ²	△91.8 m ²
上水道	（延長）	251,472m	252,141m	669m
下水道	（延長）	179,519m	189,242m	9,723m
集落排水施設	（延長）	101,006m	96,487m	△4,519m
建物	（施設数）	42 施設	42 施設	0 施設
	（延床面積）	78237.32 m ²	78237.32 m ²	0 m ²

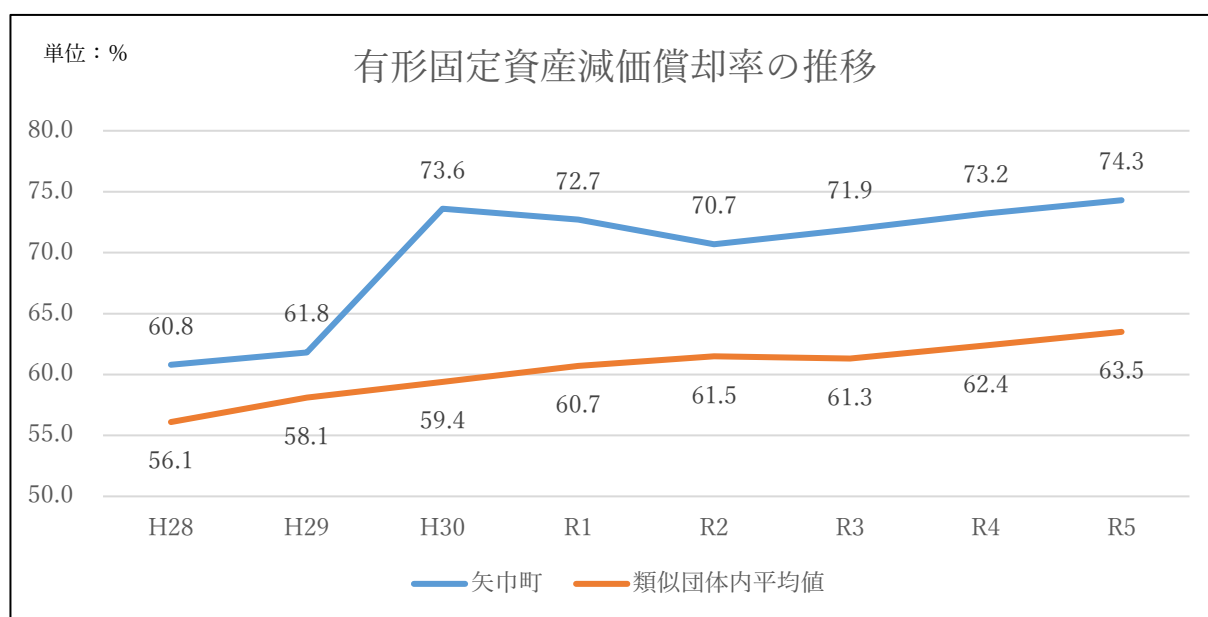
2 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の老朽化の度合いを示す指標となります。

この比率が高いほど、法定耐用年数に対して長く使用しており、施設の老朽化が進んでいることを意味し、施設等の長寿命化対策等が必要になってきます。

平成 30 年度に本町は 73.6%、類似団体内平均は 59.4%で 14.2 ポイント高い値となりましたが、令和 2 年度には、本町は 70.7%、類似団体内平均は 61.5%で 9.2 ポイントと差が小さくなりましたが、令和 3 年度以降、差が開きつつあります。

そのため、本町は、類似団体と比較して、減価償却が進んだ資産が多いことがわかります。



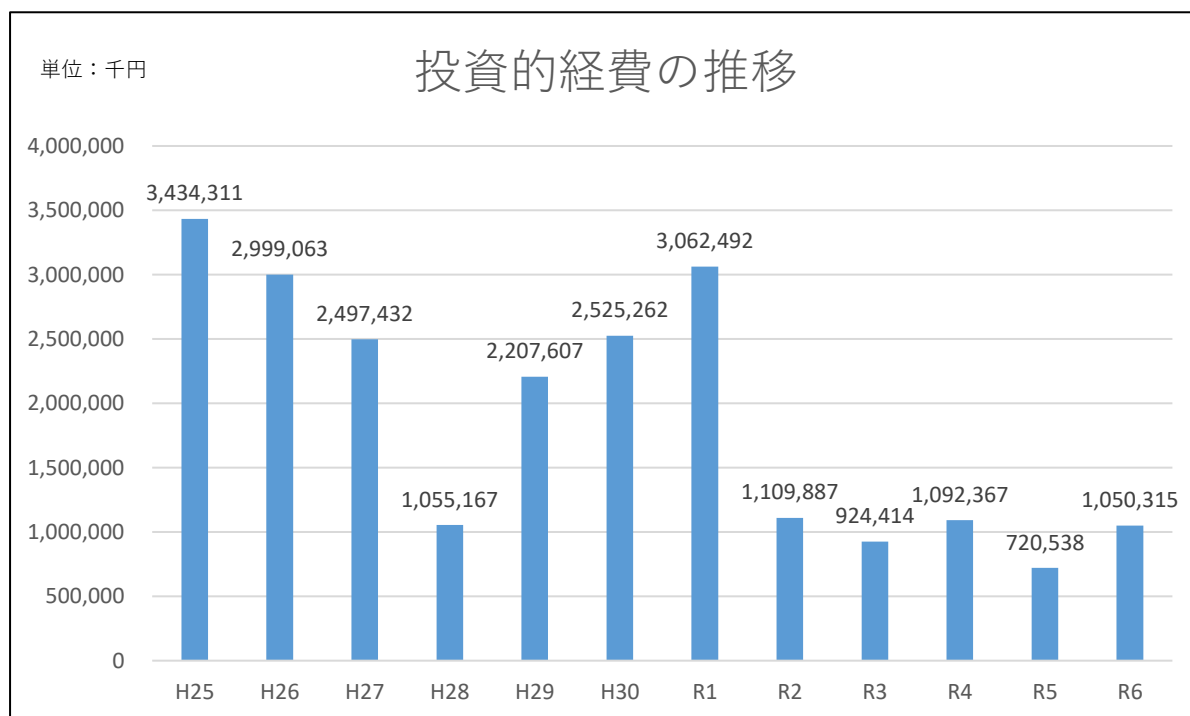
3 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費があります。各経費の推移をみると、投資的経費は直近5年間に於いて、令和元年度までと比較すると低い水準で推移しています。

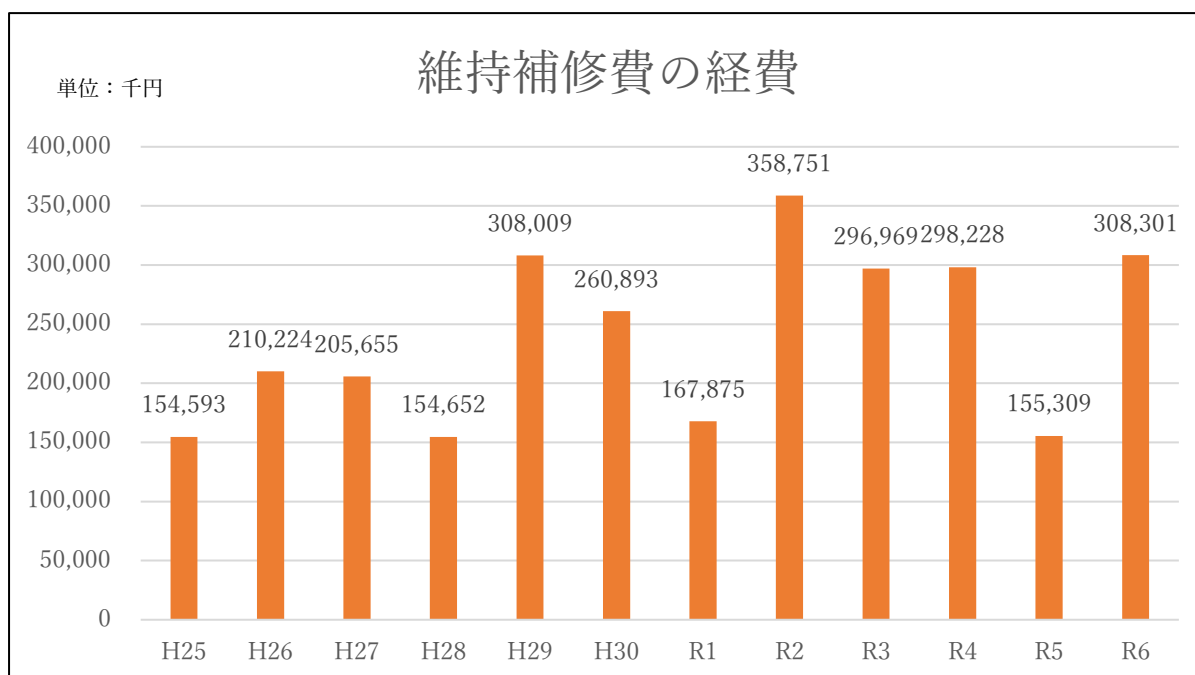
維持補修費は、平成29年度に大きく増加しており、その後も高い水準で推移しており、今後も同様の水準で推移することが予想されます。

公債費は、平成30年度から令和4年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向にあります。

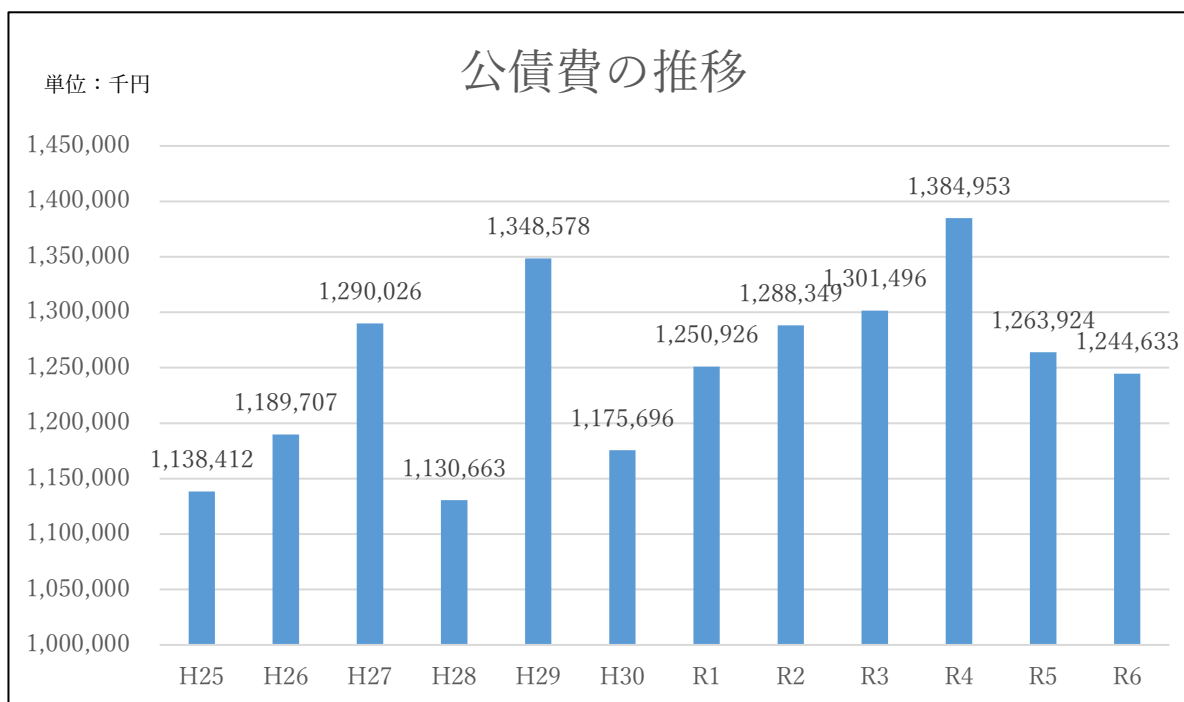
(1) 投資的経費の推移



(2) 維持補修費の推移



(3) 公債費の推移



第 1 1 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状や課題に関する基本的な方針は次のとおりです。

①現状の把握と課題

保有する公共施設の有効活用と効率的な施設の維持管理は、将来につながる持続可能なまちづくりの取組みとなります。そのために、各施設の築年数、規模、利用状況をはじめとしたデータを収集・分析し、現状の把握に努めるとともに、将来的な維持管理・更新等の課題の把握に努めます。

②点検・診断等について

公共施設等あるいは設備が正常な状態で運転できるようにその機能を保持することを目的とし保全管理します。保全管理においては、定期的な点検調査を実施し、常に施設の状態を把握する必要があります。P D C Aサイクルにより適切に実施していきます。

③維持管理・更新等について

公共施設は、予防保全の修繕を基本とし、管理・更新に努めます。また、施設の利用状況等を踏まえ、統廃合や集約化等を検討していきます。

④耐震化・長寿命化の実施方針

町内施設の耐震診断及び改修は完了していますが、今後は国の防災政策に従い必要に応じて対応していきます。

また、施設維持等のため、事前に異常の兆候を把握・予測して、計画的に改修などする「予防保全」の考え方に立ち、長期的に社会サービスが提供できるように努めます。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 2 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣議会議決定）を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

⑥脱炭素化の推進方針

矢巾町地球温暖化対策実行計画（令和 7 年 3 月）を踏まえ、施設の更新等に併せて脱炭素化に向けた取組みを推進します。

⑦周辺自治体との連携の検討

本町は、県庁所在地の盛岡市に隣接しており、アクセスしやすい状況となっていま

す。

また、盛岡広域圏において、近隣の周辺自治体が保有する施設もあります。

今後、施設老朽化等により、維持管理が困難となっても、サービス提供が維持できるように、周辺自治体と施設の情報等を共有していきます。

⑧公共施設マネジメント等の推進体制

インフラ施設（道路、橋梁、上下水道等）においても、各所管課で計画的な管理を行っていきます。第8次矢巾町総合計画に基づき、公共施設の老朽化や管理コストの増大の影響に対し、各施設所管課において、計画的なマネジメントに努めます。また、第8次矢巾町総合計画の指標進捗状況により評価等を併せて実施します。

第 1 2 公共建築物の管理に関する基本方針

公共建築物に関しては、「第 1 1 公共施設等の管理に関する基本的な方針」を踏まえつつ、次のような方針とします。

基本方針 1 新規公共建築物の抑制

行政ニーズの変化への対応として、公共建築物として新たに必要と考える際には、既存施設や土地の有効活用を徹底的に検討し、その必要性について協議を行います。

既存施設との統廃合・複合化などにより、総延床面積の縮減が達成されるなど、公共建築物としての全体の活用度が向上する場合には、例外的に新設を有力な選択肢として検討します。

基本方針 2 既存施設の縮減

毎年度、施設の現状を適切に評価・検証し、施設の管理状況や活用状況など様々な角度から中長期的な視点で施設の統廃合、複合化の可能性を検討します。

施設の更新時は、他施設との統廃合、機能の複合化を一層進めることを第一に検討します。また、周辺自治体との施設の情報等を共有していきます。

基本方針 3 保全方法の検証と長寿命化

保有する公共建築物が安全・安心な状態で町民サービスの提供が第一であるためには、適正な維持管理と計画的な改修・更新が必要不可欠です。

一方、町財政の状況を鑑みると、維持管理経費や改修・更新経費の総額抑制と、その経費の平準化が最重要です。

基本方針 4 維持管理コストの最適化

行政ニーズに応じて、施設の使い方を検討し、将来的に係る維持管理コストの最適化をしていきます。そして、施設の利用状況や維持管理コスト等のバランスを踏まえ、受益者負担の原則の考え方にに基づき、応分の費用負担を算出していきます。水準について検証し、必要に応じて利用料金などを見直します。

基本方針 5 公共建築物の最大限の有効活用

構築する、使用する、管理すると言った従来の視点に加え、各々の資産の必要性や目的を明確にした上で、創意工夫により資産を最大限に「活かす」ことを意識して計画を進めます。統廃合などにより余剰となった資産は、処分や有効活用による財源確保に努めるとともに、社会環境の変化や町民ニーズに対応した施設への転換など町民サービスの向上に取り組む必要があります。

そのため、これまで以上に「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進めることが重要となります。

また、公共建築物の活用に当たっては、各市町と連携することにより、広域で利用

することも念頭において有効活用する必要があります。

基本方針 6 官民連携の推進

資産経営の推進に当たり、保有資産が抱える課題を公共部門がすべて対応するには限界があります。このため、官民連携（PPP Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していく必要があります。官と民の適切な役割分担と密接な協力のもと、地方創生への寄与を視野に、地域経済や雇用を意識しつつ、取り組みを進めます。

第 13 インフラ施設の管理に関する基本方針

道路に関する基本方針

町道認定している道路は 2,383 路線、実延長 693,557m となっています。また、各地域からの道路拡幅、道路舗装、舗装補修等の要望は延べ 188 路線、総延長約 78,161m に上っています。

令和 2 年度には、路面性状調査を実施し舗装路面の破損状態を客観的指標で把握した上で個別施設計画を策定しました。さらには、今後計画されている国道 4 号盛岡南道路の整備により通勤、通学、物流、経済、医療活動が変化することが予想され、これらの事情に合わせて、町内の主要道路や生活道路、歩道等、交通量や地域の要望を踏まえつつ緊急性や必要性を考慮し計画的に整備を進めていきます。

橋梁に関する基本方針

町内の橋梁は 267 橋あり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき平成 26 年から平成 30 年までの 5 箇年間で道路橋の点検を行い、矢巾町橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。点検の結果「機能に支障が生じる可能性がある。」と判定された道路橋の修繕又は撤去を進めるとともに令和 2 年度から令和 6 年度までは、2 巡目の点検も併せて行い、道路橋の修繕費用の縮減、平準化及び長寿命化を図る取り組みを進めており、さらに令和 7 年度から 3 巡目の点検を進めています。

上水道に関する基本方針

管路については、現在使用している水道管の約 22% が昭和の時代に整備されたものであり、更新需要は今後増大する見込みとなっています。財源及び人員確保の観点から短期間での更新は困難であるため、管種ごとの実耐用年数に基づき更新計画を策定し、事業量の平準化を行いながら、計画的に管路更新を進めます。

施設については、土木・建築構造物の耐用年数は 50～60 年程度と長いものの機械・電気計装設備の耐用年数が 15～20 年程度と比較的短いものが多いことから、予防保全の考え方にに基づき、計画的に設備更新を進めます。

公共下水道に関する基本方針

公共下水道のうち污水管渠の整備については、平成 30 年度をもって概成したため、今後は維持管理や更新を進めていくこととなります。下水道施設は自然流下を基本としていることから、埋設深度が深く更新に膨大な費用を要するため、既設管路を活用した更生工法による長寿命化と定期的な調査の組み合わせを基本とし維持管理を行います。

雨水処理施設については、全国的に想定最大雨量を上回る大雨が降ることが多くなっており、整備計画自体の見直しが求められています。雨水処理は内水氾濫の防止を目的としていることから、放流先となる河川の整備計画も踏まえながら整備を検討していきます。また、整備済みの施設については老朽化による事故を防止するため、テレビカメラ調査を実施し施設の状態を確認しながら適切に管理していきます。

農業集落排水処理施設に関する基本方針

農業集落排水処理施設は農村部の生活環境改善を目的に公共事業として整備された施設のため、公営企業である上下水道課が現在と同じ形で施設運営を継続するのは、経営的に非常に厳しい状況です。

このため、今後の方針としては現有資産の長寿命化を図り、最大限の経済性を発揮するよう努めるとともに、更新期においては施設の統廃合を含めた検討を行い、状況にあった最適な整備を進めます。